

(様式第1号)

## 指摘事項に係る措置状況報告書

建設部 建築課

監査期間 平成25年9月 4日から  
平成25年9月30日まで

指摘事項	措置状況
ア 浄化槽保守点検業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の根拠として適用しているにもかかわらず見積合わせをしていた。契約の原則は入札の方法により契約の相手方を決定するものであり、契約の公平性、透明性の確保のためにも、随意契約ができる適当な理由がない限り入札により契約を締結されたい。	ア 随意契約の根拠をより明確にし、的確な事務を実施する。入札に適さない特殊な業務以外は、入札による契約を実施する。 ※ 指摘のあった浄化槽保守点検業務委託契約については、公共下水道への接続によって、6月で終了しています。
イ 契約書に契約保証金に関する事項、談合その他不正行為に係る解除に関する事項及び暴力団排除に係る解除に関する事項の記載がなかった。西尾市契約規則又は西尾市が行う調達契約に関する暴力団排除に関する要綱に沿った事務処理をされたい。	イ 本年度については、契約が成立し、履行されているため、次年度より、契約書の内容を規則・要綱に基づいた正しい内容とした契約書に改める。
ウ 市営住宅管理システム保守契約で、個人情報保護について契約書に「別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない」となっているが、別記の添付がされていなかった。このため、契約書としては不十分なものとなっており別記を添付して契約書を補完されたい。	ウ 直ちに、別記を添付し、契約書を補完した。
エ 旧市営住宅跡地に係る行政財産目的外使用許可で、財産管理規則で定められている許可要件のうち、「市長が特に必要と認める」ものとして許可をしていたがその際の明確な許可基準がなかった。許可の透明性・公平性を確保するために一定の許可基準を定められたい。	エ 担当者の見解統一のため、覚えとして詳細を検討し明文化した。※別紙 (施行日:平成25年11月1日)

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。